資料 5-1

青梅市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱

1　目的

この要綱は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居について、青梅市（以下「市」という。）や居住支援団体等と連携し適切な支援を行う不動産店を協力不動産店として登録し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する体制を構築することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

2　定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅確保要配慮者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。)第２条第１項に規定する住宅確保要配慮者であって、市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者または市の区域外から市内へ転入するものをいう。

(2) 居住支援法人　法第５９条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。

(3) 居住支援団体等　居住支援にかかるサービスを提供するＮＰＯ法人、社会福祉法人等をいう。

3　対象不動産店

(1) 協力不動産店の登録を受けることができる不動産店は、次のアおよびイのいずれにも該当するものとする。

ア　公益社団法人東京都宅地建物取引業協会または公益社団法人全日本不動産協会に所属する不動産店

イ　市内または市に近接する地方公共団体に所在する不動産店

(2) 前号の規定にかかわらず、次のアからオまでのいずれかに該当する不動産事業者の不動産店は対象としない。

ア　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）の免許を受けていない者

イ　宅地建物取引業法にもとづく免許の取消処分を受けている者

ウ　宅地建物取引業法にもとづく業務の停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申込みを行っている者

エ　第８項第１号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して１年を経過しない者

オ　その他青梅市長（以下「市長」という。）が適当でないと認める者

４　登録の申込み

協力不動産店の登録を希望する不動産店を経営する者は、青梅市居住支援協力不動産店登録申込書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

５　登録の決定等

(1) 市長は、前項の規定による申込みを受けた場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、青梅市居住支援協力不動産店登録審査結果通知書（様式第２号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(2) 市長は、登録の決定を行った不動産店の商号、名称、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号その他必要な事項を青梅市居住支援協力不動産店登録簿（様式第３号。以下「登録簿」という。）に登録するものとし、当該事項を市のホームページ等に公開することができる。

(3) 市長および居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進するために必要な範囲において、登録簿の情報を共同で利用できる。

６　協力不動産店の業務

(1) 協力不動産店は、住宅確保要配慮者が希望する物件（以下「希望物件」という。）について、居住相談窓口（住宅確保要配慮者からの相談に応じ、住宅の確保に対して必要な情報提供を行うために市に設置する相談窓口をいう。以下同じ。）からの照会に対して、希望物件を案内することができる場合は、居住相談窓口と連携して希望物件を当該住宅確保要配慮者に案内する。

(2) 協力不動産店は、入居を希望する住宅確保要配慮者が居住相談窓口を介さず直接当該協力不動産店に相談した場合であって、当該住宅確保要配慮者に対する行政機関、居住支援団体等の支援が必要と認められるときは、行政機関、居住支援団体等と連携を図るものとする。

(3) 協力不動産店は、セーフティネット住宅（法第８条の規定により登録された住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をいう。）の登録の促進に努めるものとする。

7　変更の届出

(1) 協力不動産店は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに青梅市居住支援協力不動産店登録変更届（様式第４号）により市長に届け出なければならない。

(2) 第５項第２号の規定は、前号の規定による変更の届出があった場合について準用する。

8　登録の取消し

(1) 市長は、協力不動産店が次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

ア　協力不動産店が第３項第２号アからウまでおよびオのいずれかに該当するとき。

イ　協力不動産店が第６項に規定する業務を行わないとき。

ウ　協力不動産店の登録の内容に虚偽があったとき。

エ　協力不動産店の登録の内容に変更が生じたにもかかわらず、前項第１号の規定による届出がなされなかったとき。

(2) 市長は、前号の規定により協力不動産店の登録を取り消すときは青梅市居住支援協力不動産店登録取消通知書（様式第５号）により当該協力不動産店に速やかに通知するものとする。

9　廃止の届出等

協力不動産店は、次の各号のいずれかに該当するときは、青梅市居住支援協力不動産店登録廃止届（様式第６号）により市長に届け出なければならない。

(1) 協力不動産店の登録を廃止したいとき。

(2) 協力不動産店が廃業したとき。

10　登録の抹消

市長は、第８項の規定による登録の取消し、または前項の規定による登録廃止の届出があったときは、登録簿から当該登録を抹消する。

11　守秘義務等

協力不動産店は、第６項に規定する業務の実施において知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。協力不動産店の登録を取り消し、または廃止した後も同様とする。

12　免責

市長は、この要綱にもとづき当事者間で取り交わされる賃貸借約、媒介契約その他の契約について、一切の責任を負わないものとする。

13　実施期日

この要綱は令和８年４月７日から実施する。

様式第１号(第４項関係)

年　　月　　日

青梅市長　殿

申込者

青梅市居住支援協力不動産店登録申込書

青梅市居住支援協力不動産店の登録について、青梅市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱第４項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

登録する店舗の商号または名称	
登録する店舗の代表者	
登録する店舗の所在地	
宅地建物取引業者免許証番号	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メールアドレス	
ホームページアドレス	
所属する不動産関係団体の名称	
店舗情報の公開	希望する　・　希望しない
備考	

添付書類　宅地建物取引業者免許証の写し

様式第２号(第５項関係)

第　　号
年　　月　　日

様

青梅市長　　印

青梅市居住支援協力不動産店登録審査結果通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった青梅市居住支援協力不動産店の登録について、青梅市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱第５項第１号の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　審査結果

□協力不動産店として登録します。

（協力不動産店登録番号　　番）

□協力不動産店として登録できません。

２　審査結果の理由

様式第３号(第５項関係)

年　　月　　日

青梅市居住支援協力不動産店登録簿

登録する店舗の 商号又は名称	
登録する店舗の 代表者	
登録する店舗の 所在地	
宅地建物取引業者 免許証番号	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メール アドレス	
ホームページ アドレス	
登録年月日および 登録番号	年　　月　　日 番
備考	

様式第４号(第７項関係)

年　　月　　日

青梅市長　殿

届出者

青梅市居住支援協力不動産店登録変更届

年　　月　　日付けで決定を受けた青梅市居住支援協力不動産店の登録内容に変更がありましたので、青梅市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱第７項第１号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　協力不動産店登録番号　　番

２　変更理由

３　変更内容

変更事項	変更前	変更後

４　変更年月日　　年　　月　　日

様式第５号(第８項関係)

第　　号
年　　月　　日

様

青梅市長　　印

青梅市居住支援協力不動産店登録取消通知書

年　　月　　日付けで決定した青梅市居住支援協力不動産店の登録について、青梅市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱第８項第２号の規定により、下記のとおり登録を取り消しましたので通知します。

記

１　協力不動産店登録番号　　番

２　協力不動産店

(1) 店舗の商号または名称

(2) 店舗の代表者

(3) 店舗の所在地

(4) 宅地建物取引業者免許証番号

(5) 所属する不動産関係団体の名称

３　取消理由

様式第６号(第９項関係)

年　　月　　日

青梅市長　殿

届出者

青梅市居住支援協力不動産店登録廃止届

年　　月　　日付けで決定を受けた青梅市居住支援協力不動産店の登録を廃止したいので、青梅市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱第９項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　協力不動産店登録番号　　番

２　店舗の情報

(1) 店舗の商号または名称

(2) 店舗の代表者

(3) 店舗の所在地

(4) 宅地建物取引業者免許証番号

(5) 所属する不動産関係団体の名称

３　登録廃止の理由